

別 表

会館及び備品使用料

1. 部屋別使用料（1階Aホール・Bホール、2階和室）

(1) 各同好会、一般使用は、次の4段階とする。

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 会員内1 ⇒ 自治会員の割合が | 90%以上 |
| ② 会員内2 ⇒ | 50%以上 |
| ③ 会員外1 ⇒ | 20%以上 |
| ④ 会員外2 ⇒ | 20%未満 |

1時間当り料金

	① 会員内1	② 会員内2	③ 会員外1	④ 会員外2
Aホール	300円	500円	800円	1000円
Bホール	250円	400円	700円	800円
和室	200円	400円	550円	650円

なお、使用時間超過について、30分までは 1時間の半額

30分超は 1時間と同額

(2) 次の団体の場合は、使用料を一律1部屋1時間につき200円とする。

- ①行政協力関係(社会福祉協議会、民生委員、連合自治会、防災拠点運営委員会、家庭防災員、青少年指導員、消費生活、スポーツ推進員、保健所の検診、個別支援学級、等)
- ②老人・福祉関係(緑風会、美老連、UCMA21、等)
- ③公的行事に準ずる場合(AOBA+ART、等)

(3) 未成年による特例使用の場合は、会員内1の料金を適用。

(4) たまプラハロウィンで使用の場合は、会員内1の料金を適用。

但し、部屋は使わず、トイレと駐車場のみ使用は、1時間100円とする。

(5) 外部団体等による撮影で使用の場合

和室	1時間 1,500円
A Bホール	1時間 3,000円
部屋が空いていない場合でトイレと駐車場のみ(本来、部屋を使用する事が基本)	10人以下 1時間 500円
	11人以上 1時間 1,000円

(6) 冷房・暖房期間の追加料金

冷房期間(7月1日から9月30日まで)及び暖房期間(12月1日から翌年3月31日まで)の部屋別使用料は、前記(1)、(2)、(3)、(4)、の各1時間の金額に、それぞれ200円を加えた

額、(5)は、各1時間の金額に、和室は200円、ABホールは400円を加えた額とする。

2. 告別式（通夜を含む）の使用料

使用は中部自治会員に限る。また、通夜の使用は午後1時以降とする。

全館各1日につき 通夜 20,000円 告別式 30,000円 電気・ガス料 1,500円
冷暖房料 1,500円（冷暖房期間に適用。）

3. 会館備品使用料

No.	品目	料 金
1	コピー機	(白黒) サイズにかかわらず 一枚 10 円
		(カラー) B 5、B 4、A 4 一枚 40 円
		(カラー) A 3 一枚 80 円
2	F A X	一枚 10 円
3	ビデオ	1 時間 200 円
4	ピアノ	1 時間 200 円 または 1 回 500 円
5	ワイアレスマイク	2 時間まで 100 円、4 時間まで 200 円、1 日 300 円
6	プロジェクター	1 時間まで 250 円、2 時間まで 500 円、4 時間まで 1000 円、 1 日 2,000 円
7	ノートパソコン	1 台 1 日 2,000 円
8	テント	1 張り 1 日 600 円
9	座卓	1 台 1 日 300 円
10	新型机	1 台 1 日 300 円
11	折り畳み長机	1 台 1 日 100 円
12	折り畳み椅子	1 脚 1 日 100 円
13	丸椅子	1 脚 1 日 100 円、ただし公の行事の場合は、1 日 20 円
14	スリッパ	10 足 1 日 100 円
15	ラミネート機	一枚 80 円

(注) ・両面コピーは、倍額とする。

・コピー作成は、原則セルフサービスとする。

・No. 9～14 に記載の料金は館外使用時の金額であり、会館使用料を支払う場合
(館内使用の場合)、備品使用料は徴求しない。

(平成 3 年 7 月 1 日 一部改定) (平成 25 年 12 月 7 日 一部改定)

(平成 9 年 12 月 1 日 一部改定) (平成 27 年 4 月 20 日 一部改定)

(平成 10 年 10 月 31 日 一部改定)

(平成 11 年 9 月 23 日 一部改定)

(平成 14 年 9 月 14 日 一部改定)

(平成 15 年 9 月 13 日 一部改定)

(平成 16 年 11 月 13 日 一部改定)

(平成 20 年 10 月 11 日 一部改定)

(平成 24 年 11 月 10 日 一部改定)